

ケース別

地域社会の迷惑行為 困難事案対応のヒント

共編

中村 剛 (弁護士)
中村 英示 (弁護士)
古屋 丈順 (弁護士)

著

遠藤 真紀 (弁護士)
荻野 友輔 (弁護士)
木村 裕史 (弁護士)
森 伸恵 (弁護士)



ゴミの不始末から
YouTube撮影まで!

- ◆ 地域社会で起こり得る多種多様な迷惑行為を取り上げ、法律を踏まえた対処方法や配慮すべき事項を説明しています。
- ◆ 弁護士や自治体、警察等に相談が持ち込まれた際の対応のヒントを、実務の第一線で活躍する弁護士が執筆しています。

A5判・総頁236頁
定価3,520円 (本体3,200円)
送料410円
ISBN978-4-7882-9256-7



0120-089-339 (通話料無料)

受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>



詳細はコチラ!

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!

〈電子版〉

定価 3,190円 (本体 2,900円)



掲載内容

第1章 住居等の使用に関する事案

- [1] 隣家の住民に「ゴミ」を片付けてもらいたい事案
- [2] 空き家の雑草や「ゴミ」が大量に放置されている事案
- [3] 上階からの騒音に耐えられない事案
- [4] 児童虐待（暴力・ネグレクト）が疑われる事案
- [5] 家庭ゴミの焼却、野焼きによる煙、悪臭の事案
- [6] 隣家が建物屋上に部屋を増築しようとしている事案
- [7] 隣人の設置した防犯カメラを撤去してほしい事案
- [8] 被害妄想と思われる苦情が寄せられた事案
- [9] 隣家の浴室が丸見えの事案

第2章 道路に関する事案

- [10] 悪質客引き・スカウトの事案
- [11] 遊歩道における自転車等の走行に関する事案
- [12] 歩きタバコの事案
- [13] キッチンカーで道路が塞がれている事案
- [14] 飲食店の行列の事案
- [15] 催し事のために道路利用規制が行われている事案
- [16] 拡声機による騒音の事案

第3章 学校・図書館・その他公共機関に関する事案

- [17] 幼稚園周辺者からの苦情（騒音）の事案
- [18] モンスター・ペアレンツ（暴力的・威迫的言動）の事案
- [19] 児童同士の喧嘩の事案
- [20] 廃校への侵入の事案
- [21] 公園での火気使用禁止ルール違反の事案
- [22] 公園でYouTubeの撮影をしている事案
- [23] 公共施設におけるマスク着用の義務付け事案

第4章 DV・ストーカー・不審者に関する事案

- [24] 学校のプールに不審者が出現する事案
- [25] 玄関ドアの鍵穴や呼び鈴に嫌がらせをされる事案
- [26] 市民から過剰な好意を寄せられている事案
- [27] 妻からの暴言、暴力に悩んでいる事案
- [28] 市職員を名乗る不審な電話がかかってきた事案
- [29] 賃貸マンションに不審な若者が出入りしている事案

第5章 差別に関する事案

- [30] 性別を問わず使えるトイレを設けてほしい事案
- [31] ヘイトスピーチが行われている事案
- [32] 賃貸住宅に多数の外国人が出入りしている事案
- [33] インターネット上に差別的な書き込みがされた事案
- [34] 職業差別（医療従事者）の事案

第6章 動物・ペットに関する事案

- [35] 道路上での鳩や野良猫への餌やりの事案
- [36] 公園での池へのカメの放流の事案
- [37] 公園で鳩に毒入りの餌を与えている事案
- [38] ペットの鳴き声、悪臭の事案
- [39] リードをつけずに犬を散歩させる事案
- [40] ペット同士の喧嘩の事案

第7章 ゴミに関する事案

- [41] 廃家電の不法投棄事案
- [42] ルールを破って捨てられたゴミが回収されない事案
- [43] ゴミ出しルールを守れなくなった高齢者の事案
- [44] 新築分譲された住戸のゴミ集積所の事案
- [45] 河川敷にバーベキュー後のゴミが散乱する事案

第8章 行政機関への嫌がらせ等に関する事案

- [46] 窓口におけるやり取りの撮影・録音の事案
- [47] ネットへの書き込み（やり取りの動画公開）の事案
- [48] 長時間にわたるクレームの事案
- [49] 区長や職員への謝罪要求・訪問要求の事案
- [50] 職員に対するセクハラ事案

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

内容見本

(A5判縮小)

[11] 遊歩道における自転車等の走行に関する事案

私の街では、駅に向かう途中に大きな遊歩道があるのですが、駅までの通り道として便利だからか自転車に乗ったまま通行していく人が多くて危ないと思っています。また、最近は電動キックボードに乗って通っていく人の姿も見かけます。遊歩道は自転車などに乗ったまま通ってよいのでしょうか。

対応のポイント

- ・遊歩道が歩行者専用となっているような場合、自転車や電動キックボードに乗ったまま通行すると道路交通法違反に問われる

- ・対策として、看板設置
- ・悪質な自転車や警告、

解説

1 多様化する

[22] 公園でYouTubeの撮影をしている事案

公園でYouTubeの撮影をしている集団があり、広々と場所を占領して撮影しています。何とかやめてもらうことはできませんか。

対応のポイント

- ・撮影者が許可を得て撮影しているかを確認する。
- ・許可を得ていない場合、適切な機関に撮影許可申請を行う

[50] 職員に対するセクハラ事案

先日、窓口で対応した男性市民の方から、「かわいいね」「指輪してないけど結婚してないの?」「今度遊びに行かない?」などと言われました。適当に流そうとしたのですが、そのうち「色っぽいね」「すごいタイプ」などと言われて本当に気持ちが悪かったです。どうすればよかったのでしょうか。

対応のポイント

ワンポイントアドバイス

技術発達により今後もこれまではない新しい移動手段も十分ありますし、道路交通法などは順次改正さ
知らずにルール違反をしてしまう可能性やルールに関
いでトラブルが生じることを避けるためにも、法改正の
気を付けましょう。